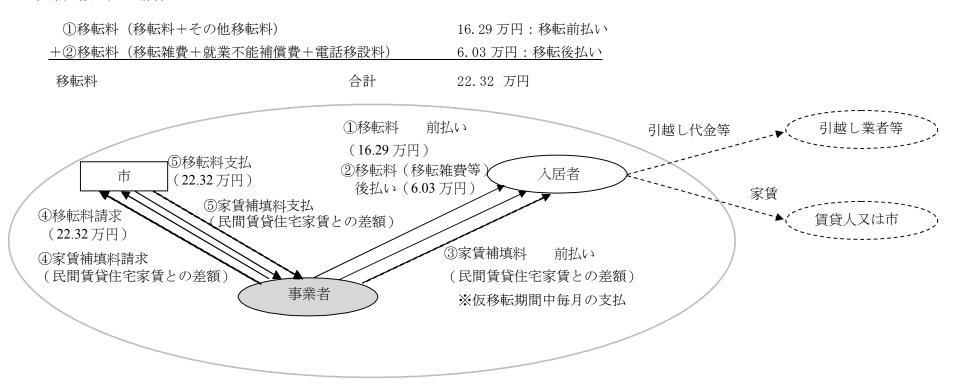
### 添付資料 1 各移転料の支払いの考え方について

### 世帯人数2人の場合



※上記の金額は、過去の実績に基づく数値であり、参考である。フロー図は、仮移転料・本移転料の手続き・順番などの流れを分かりやすく説明することを目的としたものである。支払いの順番は図に示す①~⑤の順番のとおりである。

### ①入居者移転支援業務のフロー

仮移転に必要な住戸数の算定	実施時期:各整備工区においてその都度 業務対象:市の情報提供に基づき、事業者が実施	
入居者説明会の実施 (事業概要説明、意向調査等)	実施時期:本事業着手後速やかに 業務対象:事業者が入居者に対し実施(市も出席) <u>&lt;配布(提出)資料&gt;</u> 事前:入居者説明会開催案内 当日:入居者説明会資料、入居者意向調査票 後日:入居者意向報告書(※市へ提出)	退去又は住替
移転支援窓口の設置	実施時期: 入居者説明会開催案内の事前配付時から本移転支援業務の終了まで 業務対象:事業者が入居者及び市に対し実施	実施時期: 意向確認調査後随時 業務対象:
利用可能な仮住居数 (既存住宅及び民間賃貸住宅)の調査	実施時期:各整備工区においてその都度 業務対象:事業者が実施し、市に報告	事業者が、退去者又は住 替者に対し実施 ※退去・住替手続き支援
民間賃貸住宅の確保と報告	実施時期:各整備工区においてその都度 業務対象:事業者が実施し、市に報告	業務に基づく
整備スケジュールの確定	実施時期:各整備工区においてその都度 業務対象:事業者が実施し、市に報告	

### 以下、各整備工区ごとに実施。

<b>↑</b>		仮移転説明会の実施(第1回)	実施時期:仮移転開始の約2か月前 業務対象:事業者が入居者に対し実施(市も出席) <配布(提出)資料> 事前:仮移転説明会開催案内 当日:仮移転説明資料、仮住居抽選会案内資料・通知	l	仮移転者の状況把握 実施時期: 第1期整備の仮移転説明 会(1回目)開催後から
2ヶ月	<b>†</b>	仮住居抽選会等の実施	実施時期:仮移転開始の1か月以上前 業務対象:事業者が入居者に対し実施(市も出席) <配布(提出)資料> 抽選会後速やかに:仮住居抽選結果通知書、仮住居抽選会結果報告書(※市へ提出) 仮移転説明会(2回目)までに:事業者が仮住居の確認書を市より受領し、仮移転者に配布		第3期の仮移転完了まで 業務対象: 事業者が市に対し実施 <配布(提出)資料> 仮住居及び仮駐車場の確定及 び仮住居への入居が完了し次
	1ヶ月	仮移転説明会(2回目)	実施時期:仮移転開始の約1か月前 業務対象:事業者が仮移転者に対し実施(市も出席) <配布(提出)資料> 当日:仮移転説明会資料及び以下 [別紙1]移転協定書(仮移転用)、[別紙3]移転料請求書(移転料、その他移転料)、 [別紙4]移転料請求書(移転雑費等)、[別紙5]家賃補填料請求書、[別紙6]移転完了届、 [別紙7]承諾書、[別紙8]市営住宅返還届、[別紙9]市営住宅使用申請書(仮移転用)※添付含む <回収資料> 説明会当日から2週間以内: [別紙1]移転協定書(仮移転用)、[別紙3]移転料請求書(移転料、その他移転料)、 [別紙9]市営住宅使用申請書(仮移転用)、		第都度:仮移転状況報告書 (※市〜提出) (※市〜提出) (仮住居の補修 実施時期: 随時仮移転開始までに 業務対象:事業者が実施
•	▼	仮移転支援 (移転料支払い手続支援、引越し支 援)	実施時期:整備対象の既存住宅解体工事着工までに 業務対象:事業者が仮移転者に対し実施(仮移転者が仮移転を実施) <回収資料> 仮移転後: [別紙4] 移転料請求書(移転雑費等)、[別紙5] 家賃補填料請求書、[別紙6] 移転完了届、 [別紙7] 承諾書、[別紙8] 市営住宅返還届		



# 本移転者の状況把握

### 実施時期:

第1期整備の本移転意向 確認後から第3期の本移転 完了まで

### 業務対象:

事業者が市に対し実施 <u><配布(提出)資料></u> 本移転住戸の確定及び入居が 完了し次第都度:本移転状況 報告書(※市へ提出)

実施時期:整備対象の既存住宅解体着工までに 業務対象:事業者が退去者又は住替者に対して実施 ※移転等説明会の実施、移転支援(移転料支払い手続支援、引越し支援)を、本移転支 援業務フローと同様に実施 <配布(提出)資料> 移転説明会前:移転説明会開催案内※仮移転説明会と同時も可 移転説明会当日: 移転説明資料及び以下 <退去の場合> [別紙3] 移転料請求書(移転料、その他移転料)、 〔別紙4〕移転料請求書(移転雑費等)、〔別紙6〕移転完了届、〔別紙7〕承諾書、〔別紙8〕市営住 宅返還届、〔別紙11〕住居明渡し協定書 <住替の場合> [別紙2] 移転協定書(本移転・住替用)、[別紙3] 移転料請求書(移転料、その他移転料)、 [別紙4] 移転料請求書(移転雑費等)、[別紙6] 移転完了届、[別紙7] 承諾書、 退去・住替手続き支援 〔別紙8〕市営住宅返還届、〔別紙10〕市営住宅入居請書(本移転・住替用) <回収資料> 退去又は住替え(引越し実施)2週間前: <退去の場合> 〔別紙3〕移転料請求書(移転料、その他移転料)、〔別紙11〕住居明渡し協定書 [別紙2] 移転協定書(本移転・住替用)、[別紙3] 移転料請求書(移転料、その他移転料)、 〔別紙10〕市営住宅入居請書(本移転・住替用) 退去又は住替え(引越し実施)完了後: <退去の場合> 〔別紙4〕移転料請求書(移転雑費等)、〔別紙6〕移転完了届、〔別紙7〕承諾書、 〔別紙8〕市営住宅返還届 <住替の場合> [別紙4] 移転料請求書(移転雑費等)、〔別紙6〕移転完了届、〔別紙7〕承諾書、 〔別紙8〕市営住宅返還届

### ②入居者移転支援業務に係る書式リスト

	書式名称	横須賀市市営住宅条例 に定める様式の適用
別紙1	移転協定書(仮移転用)	
別紙 2	移転協定書(本移転・住替用)	
別紙3	移転料請求書(移転料、その他移転料)	
別紙4	移転料請求書 (移転雑費等)	
別紙 5	家賃補填料請求書	
別紙 6	移転完了届	
別紙 7	承諾書	
別紙 8	市営住宅返還届	第25号様式(第25条関係)
別紙 9	市営住宅使用申請書	
別紙 9	添付1 誓約書(仮移転用)	
別紙 9	添付2 市営住宅連帯保証人連絡票(仮移転用)	
別紙 1 C	市営住宅入居請書(本移転・住替用)	第4号様式(第9条関係)
別紙 1 C	) 添付1 誓約書(本移転・住替用)	
別紙10替用)	<ul><li>添付2 市営住宅連帯保証人連絡票(本移転・住</li></ul>	
別紙 1 1	住戸明渡し協定書(退去用)	

③入居者移転支援業務に係る書式

## 移 転 協 定 書(仮移転用)

横須賀市(以下「甲」という。)との間に締結した本公郷改良アパート建替事業契約(以下「事業契約」という。)に基づき、甲と〇〇〇〇〇(以下「乙」という。)及び本公郷改良アパート建替事業の建替に伴う入居者移転支援業務を実施する〇〇〇〇〇(以下「丙」という。)との間に、本公郷改良アパートの入居者の移転に関し、次のとおり協定を締結する。

#### (協定の目的)

第1条 甲、乙及び丙は、住宅の明け渡しと移転に関する事項を定め、甲乙丙三者合意の上、滞りなく仮移転を完了させることを協定の目的とする。

#### (明け渡す住宅)

- 第2条 この協定により乙が甲に明け渡す住宅(以下「住宅」という。)は次のとおりとする。
  - (1) 住宅の所在 横須賀市公郷町2丁目21番地2、22番、23番地5
  - (2) 団地の名称 本公郷改良アパート
  - (3) 住宅の番号

### (移転する住宅)

- 第3条 この協定により甲が乙に入居を認める住宅(以下「仮住居」という。) は次のとおりとする。
  - (1) 仮住居の所在
  - (2) 仮住居の名称
  - (3) 仮住居の番号

### (乙の責務)

- 第4条 乙は、その責任において、住宅に存する家財その他の動産を除去して甲に明け渡し、<u>平</u> 成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までに前条に定める仮住居に入居するものとする。
- 2 乙は、前項の移転が完了したときには、速やかに甲に移転完了届を提出するものとする。

#### (明け渡しの確認等)

第5条 丙は、前条第2項に定める移転完了届を受理したときは、速やかにその事実を確認し、 住宅に残存物件等がある場合は、乙にその処理を請求することができるものとする。

### (残存物件等の処分)

- 第6条 丙が残存物処分等の処理を請求した結果、乙がその権利の放棄を書面にて意思表示した場合は、丙はこれを処分し、廃棄することができるものとする。
- 2 前項の場合において、第三者からの不服又は異議その他の申し立てがあった場合は、乙の責任において措置するものとする。

#### (移転補償等)

- 第7条 甲は、乙が移転に要する費用相当額を補償するものとし、丙は補償を代行するものとす る。移転補償対象は、移転料、その他移転料、移転雑費、就業不能補償、電話移設料、家賃補 填料とする。
- 2 前項に定める移転補償のうち、移転料、その他移転料は、<u>金</u>円とし、丙は、 乙が住宅を明け渡す前に乙に支払うことができるものとする。
- 3 第1項に定める移転補償のうち、移転雑費、就業不能補償費、電話移設料は、<u>金円</u>とし、丙は、乙が仮住居に入居し、移転が完了したことを確認後、乙の移転料請求書及び移転

### 添付資料2 入居者移転支援業務に係るフロー及び書式

完了届を受理した日から14日以内に乙に支払うものとする。

- 4 民間賃貸住宅へ仮移転を行う場合、民間賃貸住宅の家賃について、乙が住宅を明け渡した 後、乙が本移転先の住戸に入居するまでの間、第2条に規定する住宅との家賃の差額を、丙 は、家賃補填料として乙に毎月支払うことができるものとする。なお、乙が民間賃貸住宅へ仮 移転を行った初月については、乙が住宅を明け渡す前に、丙は乙に家賃補填料を支払うことが できるものとする。
- 5 丙は、家賃補填料を乙に支払うにあたり、乙から家賃補填料請求書を受領するものとする。 家賃補填料請求書には、仮移転期間中必要となる家賃金額を月ごとに記載し、丙が乙に補填料 を支払うごとに当該月の支払い確認欄に乙の確認印を受けるものとする。
- 6 第2項から第4項に定める移転補償等の支払いは、丙から乙への手渡しによる支払い、ある いは、乙が指定する金融機関に振り込むものとする。
- 7 第6条で規定する残存物件等の処理について、乙は、丙が指定する日までに処理するものとし、処理が完了しない限りは、前6項に定める移転補償及び家賃補填料の支払いを無利息にて留保することとし、乙は、甲及び丙に対し異議を述べることはできない。

(信義則)

第8条 甲乙丙三者は、信義を重んじ、誠実にこの協定に定める事項を履行するものとする。

(疑義等の決定)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙丙の三者協議 のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書を3通作成し、甲乙丙記名押印のうえ各自その1通を保有する。

平成 ●年 ●月●日

- 甲 横須賀市小川町11番地 横須賀市 代表者 市長 上地 克明
- 乙 横須賀市

●●住宅

00 000 @

丙 住所 会社名

00 000 @

### 移 転 協 定 書(本移転・住替用)

横須賀市(以下「甲」という。)との間に締結した本公郷改良アパート建替事業契約(以下「事業契約」という。)に基づき、甲と〇〇〇〇〇(以下「乙」という。)及び本公郷改良アパート建替事業の建替に伴う入居者移転支援業務を実施する〇〇〇〇〇(以下「丙」という。)との間に、本公郷改良アパートの入居者の移転に関し、次のとおり協定を締結する。

### (協定の目的)

第1条 甲、乙及び丙は、住宅の明け渡しと移転に関する事項を定め、甲乙丙三者合意の上、滞りなく移転を完了させることを協定の目的とする。

### (移転前に居住する住宅)

- 第2条 この協定により乙が移転する前に居住する住宅は次のとおりとする。
- 2 本公郷改良アパートまたはその他の市営住宅
  - (1) 住宅の所在
  - (2) 団地の名称
  - (3) 住宅の番号
- 3 民間賃貸住宅
  - (1) 住宅の所在
  - (2) 住宅の名称
  - (3) 住宅の番号

### (移転する住宅)

- 第3条 この協定により甲が乙に入居を認める住宅(以下「移転住宅」という。) は次のとおりと する。
  - (1) 移転住宅の所在
  - (2) 移転住宅の名称
  - (3) 移転住宅の番号

### (乙の責務)

- 2 乙は、前項の移転が完了したときには、速やかに丙に移転完了届を提出するものとする。

### (明け渡しの確認等)

第5条 丙は、前条第2項に定める移転完了届を受理したときは、速やかにその事実を確認し、 住宅に残存物件等がある場合は、乙にその処理を請求することができるものとする。

#### (残存物件等の処分)

- 第6条 丙が残存物処分等の処理を請求した結果、乙がその権利の放棄を書面にて意思表示した場合は、丙はこれを処分し、廃棄することができるものとする。
- 2 前項の場合において、第三者からの不服又は異議その他の申し立てがあった場合は、乙の責任において措置するものとする。

### 添付資料2 入居者移転支援業務に係るフロー及び書式

(移転補償)

- 第7条 甲は、乙が移転に要する費用相当額を補償するものとし、丙は補償を代行するものとする。移転補償対象は、移転料、移転雑費、就業不能補償、電話移設料、その他移転料とする。
- 2 前項に定める移転補償のうち、移転料、その他移転料は、<u>金</u>円とし、丙は、 乙が住宅を明け渡す前に乙に支払うことができるものとする。
- 3 第1項に定める移転補償のうち、移転雑費、就業不能補償費、電話移設料は、<u>金円</u>とし、丙は、乙が移転住宅に入居し、移転が完了したことを確認後、乙の移転料請求書及び移転完了届を受理した日から14日以内に乙に支払うものとする。
- 4 第6条で規定する残存物件等の処理について、乙は、丙が指定する日までに処理するものとし、処理が完了しない限りは、前3項に定める移転補償の支払いを無利息にて留保することとし、 乙は、甲及び丙に対し異議を述べることはできない。

(信義則)

第8条 甲乙丙三者は、信義を重んじ、誠実にこの協定に定める事項を履行するものとする。

(疑義等の決定)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙丙の三者協議 のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書を3通作成し、甲乙丙記名押印のうえ各自その1通を保有する。

平成 ●年 ●月 ●日

甲 横須賀市小川町11番地 横須賀市 代表者 市長 上地 克明

乙 横須賀市

●●住宅

00 000 @

丙 住所 会社名

00 000 @

## 移転料請求書(移転料、その他移転料)

	平成	年	月	日
様				
住所	棟○号室			
氏 名				印

金 円

(消費税及び地方消費税含む。)

(11)					
項目	金額	計算方法			
①移転料	円	世帯人数によって決定(	人)		
②その他 移転料	円	一律金額 風呂釜・浴槽加算 ガス変更加算 民間賃貸住宅加算	円 円 円		
合 計	円	前払い金額			

下記住宅からの移転を行うにあたり、横須賀市と締結した移転協定書に基づく補償金として、移転料及びその他移転料を請求します。

記

- 1 従前の住宅
- 2 移転予定日 平成 年 月 日
- 3 移転種別 (仮移転・本移転・住替・退去)※いずれかを○で囲ってください。

### 【振込先】

~~	
金融機関名	
支店名	
預金種別	普通    当座
(該当に○をつけてください)	百世
口座番号	
名義人氏名(かな)	

## 移転料請求書 (移転雑費等)

平成 年 丿	目 日
--------	-----

様

住 所

氏 名

金

(消費税及び地方消費税含む。)

項目	金額	計算方法
③移転雑費	円	世帯人数によって決定(人)
④就業不能補償費	円	一律金額      円
⑤電話移設料	円	一律金額      円
合 計	円	後払い

下記住宅からの移転を完了しましたので横須賀市と締結した移転協定書に基づく補償金として、移転雑費等(移転雑費・就業不能補償費・電話移設料)を請求します。

記

- 1 従前の住宅
- 2 移転完了日 平成

年 月 日

3 移転種別 (仮移転・本移転・住替・退去) ※いずれかを○で囲ってください。

### 【振込先】

金融機関名	
支店名	
預金種別 (該当に○をつけてください)	普通    当座
口座番号	
名義人氏名(かな)	

## 家賃補填料請求書

平成 年 月 日

様

住所 (仮住居)

氏名

金

(消費税及び地方消費税含む。)

家賃対象月	家賃金額(税込)①	移転前の家賃(税込)②	補填金額③ (①-②)	支払 確認
年 月	円		円	印
年 月	円		円	印
年 月	円		円	印
年 月	円	円	円	印
年 月	円		円	印
年 月	円		円	印
年 月	円		円	印
合 計	円		円	印

※仮移転期間に応じ、適宜行を増減して、仮移転期間中必要となる家賃対象月全てを記載する。

※仮移転者は、家賃補填料が支払われた月の「支払確認」欄に押印する。

下記民間賃貸住宅の入居費用について、横須賀市と締結した移転補償に関する協定書に基づく補償金として、家賃補填料を請求します。

記

1 従前の住宅

2 移転完了日 平成 年 月 日

3 民間賃貸住宅契約期間 年 月 日 から 年 月 日

### 添付資料2 入居者移転支援業務に係るフロー及び書式

### 【振込先】

## (C) C) C	
金融機関名	
支店名	
預金種別 (該当に○をつけてください)	普通    当座
口座番号	
名義人氏名(かな)	

# 移転完了届

1	旧住宅の電気・	ガス・フ	<b>水道の閉</b>	月栓関係	について
	電気の閉栓	平成	年	月	日に連絡・閉栓済み。
	ガスの閉栓	平成	年	月	<u>日</u> に連絡・閉栓済み
	水道の閉栓	平成	年	月	日に連絡・閉栓済み。
2	移転完了日 平成 年		月	E	1

上記のとおり相違ありません。平成年月日

(旧)	住宅	棟	号室
氏 名			印
電話番号			

別紙	7
----	---

## 承 諾

平成 年 月 日

(あて先)横須賀市長

住所	
氏名	印

私は、市営 号室を返還するにあたり、 当該住宅内の原状復旧をせず、残存物を残したまま退去しました。

つきましては、当該住宅内にある残存物については、市において処分することを 承諾するとともに、今後、市の処置に対して一切の異議を申し立てません。

後日のため、この書を差し入れます。

			返			任	月	Р
						4-	Я	Р
(あて先)横須賀市長								
			佰	主宅の	名称			
			7	人居者	氏名			
返還年月日								
転 出 先 住 所								
家賃納入状況								
転 出 先 区 分								
増築模様替等の有無								
住宅の確認								
(事務処理欄)								

# 市営住宅使用申請書

			<u> </u>			
			平成	年	月	日
(あて先	)横須賀市長					
	使 用連帯保証	在所 者 氏名 住所 氏 人				
	下記の住宅の使用にあたっては、法令 D規定を遵守し、使用者の義務を誠実に			≒例及び	市営住	:宅条
連帯保証/す。	人は、使用者と連帯して家賃その他の使	用者の債	務を負担	生する責	めに任	じま
入居決定を 受けた住宅						
家賃	条例の規定により、毎年度行う収入申 があります。	告などに	基づきる	<b>家賃は変</b>	で更する	らこと
添付書類	1 誓約書 2 連帯保証人の印鑑登録証明書 3 連帯保証人の連絡先が分かる書類					
(事務処理欄	)					

## 誓約 書(仮移転用)

平成 年 月 日

(あて先) 横須賀市長

(使用者) 現住所	
氏 名	

住 宅 名		
部屋番号	棟	号室

- (1) 家賃はその月の末日(末日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日)までに、納付します。
- (2) 犬、猫、鶏、鳩などの動物は飼育しません。また、住宅地内の動物に餌を与えません。
- (3) 決められた場所以外には、自動車・バイク等の駐車をしません。
- (4) 騒音やその他、他人の迷惑となるような行為はしません。
- (5) 廊下、階段等の共用部分は適正に使用し、個人での使用はしません。
- (6) 住宅、及びその周辺の清掃美化に努め、火災をおこさないよう注意をします。
- (7) 住宅の修繕費用負担の区分については、市営住宅課の指示に従います。また、横須賀市で負担する修繕であっても、独自の判断で修繕を行った時は、その費用は個人で負担します。

# 市営住宅連帯保証人連絡票 (仮移転用)

平成 年 月 日

(あて先) 横須賀市長

								住	宅	名			
								部	屋番	号	<u></u>	東	号室
								使	用者氏	名			E
	下記	しのと	おり、	連帯	保証人	の連絡先	等を届						
								記	1				
連	帯	保	証	人									
1	氏			名							入居者との続柄		
2	住			所	(〒	_	)						
3	電	話	番	号	(		)				_		
4	勤	務	先	名									
5	勤	務分	先 住	所	(〒	_	)						
6	勤	務先制	電話看	\$号	(		)				_		
緊	急	連	絡	先	(なる~	べく連帯	保証人	、と異	なる世	上帯(	の方でお願いしま	す。)	
1	氏			名							入居者との続柄		
2	住			所	(〒	_	)						
3	電	話	番	号	(		)				_		
4	勤	務	先	名									
5	勤	務分	先住	所	(〒	_	)						
6	勤	務先制	電話看	番号	(		)				_		

# 市営住宅入居請書(本移転·住替用)

				平成	年	月	日
(あて先	)横須賀市長						
		居者	住所 氏名 住所 氏名				
	下記の住宅の入居の許可を受けた 5規則の規定を遵守し、入居者の義					例及び	が市営
連帯保証力	人は、入居者と連帯して家賃その他	の入居者	かけまた でんぱん かいかい かいかい かいかい かいし かいし かいし かいし かいし かいし	券を負担 	!する責	めに任	Eじま
入居決定を 受けた住宅							
家賃	条例の規定により、毎年度行う収 があります。	八申告な	よどにえ	基づき家	<b>戻賃は変</b>	更する	ること
添付書類	1 誓約書 2 連帯保証人の印鑑登録証明書 3 連帯保証人の連絡先が分かる	書類					
(事務処理欄	)						

# 誓 約 書(本移転・住替用)

平成 年 月 日

(あて先) 横須賀市長

(入居者) 現住所	
氏 名	(II)

住 宅 名		
部屋番号	棟	号室

- (1) 家賃はその月の末日(末日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日)までに、納付します。
- (2) 犬、猫、鶏、鳩などの動物は飼育しません。また、住宅地内の動物に餌を与えません。
- (3) 決められた場所以外には、自動車・バイク等の駐車をしません。
- (4) 騒音やその他、他人の迷惑となるような行為はしません。
- (5) 廊下、階段等の共用部分は適正に使用し、個人での使用はしません。
- (6) 住宅、及びその周辺の清掃美化に努め、火災をおこさないよう注意をします。
- (7) 住宅を明け渡すときは、畳の表替え・ふすまの張替えを行い、その領収書を返還届に添付するとともに、その他必要な修繕がある場合は、市営住宅課(土地建物保全協会)の指示に従います。
- (8) 住宅の修繕費用負担の区分については、市営住宅課の指示に従います。また、横須賀市で負担する修繕であっても、独自の判断で修繕を行った時は、その費用は個人で負担します。

# 市営住宅連帯保証人連絡票(本移転・住替用)

住 宅 名

平成 年 月 日

(あて先) 横須賀市長

								部屋番号	·	棟	号室
								入居者氏名			
	下記	のと	おり	油	<b>学</b> 保証人	の連絡生	上 生 を 届	け出ます。			
	1 дс	10 C	40 ) ·	, Œ		V / Œ/N□ /	/L 47 C/E	記の出より。			
\ <b>-</b>	-111-	/II	<b>⇒</b>	<u> </u>	I			,,_			
連	带	保	証	人							
1	氏			名					入居者との続柄		
2	住			所	(〒	_	)				
3	電	話	番	号	(		)		_		
4	勤	務	先	名							
5	勤	務力	先 住	所	(〒	_	)				
6	勤	<b>务先</b> 制	電話者	番号	(		)		_		
緊	急	連	絡	先	(なる	べく連	<b></b>	と異なる世帯	の方でお願いしる	ます。)	
1	氏			名					入居者との続柄		)
2	住			所	(〒	_	)				
3	電	話	番	号	(		)		_		
4	勤	務	先	名							
5	勤	務分	先 住	所	(〒	_	)				
6	勤	<b>务先</b> [	電話者	番号	(		)		_		

### 住戸明渡し協定書(退去用)

横須賀市(以下「甲」という。)との間に締結した本公郷改良アパート建替事業契約(以下「事業契約」という。)に基づき、甲と〇〇〇〇〇(以下「乙」という。)及び本公郷改良アパート建替事業の建替に伴う入居者移転支援業務を実施する〇〇〇〇〇(以下「丙」という。)との間に、本公郷改良アパートの入居者の移転に関し、次のとおり協定を締結する。

#### (協定の目的)

第1条 甲、乙及び丙は、住宅の明け渡しと移転に関する事項を定め、甲乙丙三者合意の上、滞りなく移転住宅の明け渡しを完了させることを協定の目的とする。

### (明け渡す住宅)

- 第2条 この協定により乙が甲に明け渡す住宅(以下「住宅」という。)は次のとおりとする。
  - (1) 住宅の所在 横須賀市公郷町2丁目21番地2、22番、23番地5
  - (2) 団地の名称 本公郷改良アパート
  - (3) 住宅の番号 ○-○○号室

#### (乙の責務)

- 第3条 乙は、その責任において、住宅に存する家財その他の動産を除去し、<u>平成〇〇年〇月〇〇</u>日までに前条に定める住宅を明け渡すものとする。
- 2 乙は、前項の手続きが完了したときには、速やかに甲に移転完了届を提出するものとする。

#### (明け渡しの確認等)

第4条 甲は、前条第2項に定める移転完了届を受理したときは、速やかにその事実を確認し、住宅に残存物件等がある場合は、乙にその処理を請求することができるものとする。

### (残存物件等の処分)

- 第5条 丙が残存物処分等の処理を請求した結果、乙がその権利の放棄を書面にて意思表示した場合は、丙はこれを処分し、廃棄することができるものとする。
- 2 前項の場合において、第三者からの不服又は異議その他の申し立てがあった場合は、乙の責任 において措置するものとする。

### (移転補償)

- 第6条 甲は、乙が移転に要する費用相当額を補償するものとし、丙は移転補償を代行するものと する。移転補償対象は、移転料、移転雑費、就業不能補償、電話移設料、その他移転料とする。
- 2 前項に定める移転補償のうち、移転料、その他移転料は、**金 〇〇〇,〇〇〇円**とし、丙は、乙 が住宅を明け渡す前に乙に支払うことができるものとする。
- 3 第1項に定める移転補償のうち、移転雑費、就業不能補償費、電話移設料は、<u>金〇〇,〇〇〇</u> <u>円</u>とし、丙は、乙が住宅を退去し、第4条による明け渡しの確認後、乙の移転料請求書及び移転 完了届を受理した日から14日以内に乙に支払うものとする。
- 4 第2項及び第3項に定める移転補償の支払いは、乙が指定する金融機関に振り込むものとする。
- 5 第5条で規定する残存物件等の処理について、乙は、甲が指定する日までに処理するものとし、処理が完了しない限りは、前4項に定める移転補償の支払いを無利息にて留保することとし、乙は、甲に対し異議を述べることはできない。

### (信義則)

第7条 甲乙丙三者は、信義を重んじ、誠実にこの協定に定める事項を履行するものとする。

(疑義等の決定)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙丙の三者協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書を3通作成し、甲乙丙記名押印のうえ各自その1通を保有する。

平成 〇〇年 〇月〇〇日

甲 横須賀市小川町11番地 横須賀市 代表者 市長 上地 克明

乙 横須賀市

00 000 📵

丙住所会社名

00 000 📵

### 本公郷改良アパート 平成29年7月実施 移転についての入居者意向調査結果(棟ごと)

棟	回答	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	計
A棟	工事終了後に本公郷改良アパートに戻りたい	69	20	6	0	0	0	0	1	96
	「退去」して、他の市営住宅等に移りたい。	6	4	0	0	0	0	0	0	10
	「退去」して、親族の家に移りたい。	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	「退去」して、施設・民間賃貸住宅等に移りたい	2	0	0	0	0	1	0	0	3
	小計	78	24	6	0	0	1	0	1	110
	工事終了後に本公郷改良アパートに戻りたい	38	10	2	2	0	0	0	0	52
	「退去」して、他の市営住宅等に移りたい。	10	3	1	1	0	0	0	0	15
B棟	「退去」して、親族の家に移りたい。	2	0	0	0	0	0	0	0	2
	「退去」して、施設・民間賃貸住宅等に移りたい	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	小計	51	13	3	3	0	0	0	0	70
	工事終了後に本公郷改良アパートに戻りたい	38	16	6	0	0	0	0	0	60
	「退去」して、他の市営住宅等に移りたい。	3	0	0	0	0	0	0	0	3
C棟	「退去」して、親族の家に移りたい。	4	0	0	0	0	0	0	0	4
	「退去」して、施設・民間賃貸住宅等に移りたい	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	小計	46	16	6	0	0	0	0	0	68
	工事終了後に本公郷改良アパートに戻りたい	8	0	0	0	0	0	0	0	8
	「退去」して、他の市営住宅等に移りたい。	2	0	0	0	0	0	0	0	2
D棟	「退去」して、親族の家に移りたい。	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	「退去」して、施設・民間賃貸住宅等に移りたい	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	10	0	0	0	0	0	0	0	10
7.0	回答後 退去	1	0	0	0	0	0	0	0	1
その 他	退去予定	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	小計	2	0	0	0	0	0	0	0	2
計			53	15	3	0	1	0	1	260

※世帯人数は11月1日現在

### 本公郷改良アパート 平成29年7月実施 移転についての入居者意向調査結果(移転先希望ごと)

回答		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	計
	A棟	68	22	5	0	0	0	0	1	96
1	B棟	38	10	2	2	0	0	0	0	52
本公郷改良アパートは「退去」せず、仮移転して	C棟	38	16	6	0	0	0	0	0	60
も工事終了後に本公郷改良アパートに戻りたい	D棟	8	0	0	0	0	0	0	0	8
	小計	152	48	13	2	0	0	0	1	216
	A棟	6	4	0	0	0	0	0	0	10
2	B棟	9	4	1	1	0	0	0	0	15
本公郷改良アパートを「退去」して、他の市営住	C棟	3	0	0	0	0	0	0	0	3
宅等に移りたい。	D棟	2	0	0	0	0	0	0	0	2
	小計	20	8	1	1	0	0	0	0	30
	A棟	1	0	0	0	0	0	0	0	1
3	B棟	2	0	0	0	0	0	0	0	2
	C棟	4	0	0	0	0	0	0	0	4
移りたい。	D棟	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	7	0	0	0	0	0	0	0	7
	A棟	2	0	0	0	0	1	0	0	3
4	B棟	1	0	0	0	0	0	0	0	1
本公郷改良アパートを「退去」して、その他(施	C棟	1	0	0	0	0	0	0	0	1
設・民間賃貸住宅等)に移りたい	D棟	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	4	0	0	0	0	1	0	0	5
	回答後 退去	1	0	0	0	0	0	0	0	1
その他	退去予定	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	小計	2	0	0	0	0	0	0	0	2
計		185	56	14	3	0	1	0	1	260

<sup>※</sup>世帯人数は11月1日現在

仮住居の補修業務において、既存住宅の空住戸(1戸あたり)への実施を想定する主な修繕内容 を以下に示す。

### ① 50万円程度の場合(少数の住戸) (A棟:3戸、B棟:1戸、C棟:2戸 計:6戸)

- ・ 畳敷きこみ又は表替え(12枚程度)
- 建具開閉調整
- ・ カーテンレール取り付け
- ・ 流し台扉取手等取替え
- ・ 玄関扉シリンダー取替え
- ・ コンセント取替え(1箇所)
- ・ 水栓取り替え(2箇所)
- ・ 便座取替え
- ・ 衛生器具パッキン等取替え
- ・ クリーニング
- · 電気·水道料金
- · 残材撤去

### ② 75万円程度の場合(概ねの住戸) (A棟:18戸、B棟:11戸、C棟:10戸 計:39戸)

- ①の内容
- ・ 壁、天井塗装(EP、一部ウレタン)
- · 木部塗装
- ・ 水回りパイプのアクリル塗装
- ・ 木部 (一部ボード類) 補修
- 玄関照明取替え
- ・ ガス栓取替え(2箇所)

### ③ 100万円程度の場合(少数の住戸) (A棟:6戸、B棟:3戸、C棟:8戸 計:17戸)

- ②の内容
- ・ 襖の張替(鳥の子紙、8面程度)
- · 下駄箱設置
- 床CF張り(5㎡程度)
- ドアクローザー取替え

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 受託者(以下「乙」という。)は、個人情報の保護の重要性を認識し、業務に関して個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

- 第2条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん、き損及びその他の事故を未然に防止するため必要な措置を講じなければならない。
- 2 乙は、個人情報の取扱いに関する責任体制を整備し、管理責任者を定めなければならない。
- 3 乙は、個人情報の保管にあたっては、この契約による業務により取得した個人情報と それ以外の個人情報を明確に区分し、管理しなければならない。

(管理責任者等の教育及び研修)

第3条 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、管理責任者及び従事者に対し、横須賀市個人情報保護条例第14条(受託者等の責務)、第32条及び第33条(罰則)の内容並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に関し必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(秘密の保持)

- 第4条 乙は、個人情報の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は 解除された後においても同様とする。
- 2 乙は、この契約による業務の処理の従事者が個人情報を管理責任者の承諾を得ること なく事務所以外の場所に持ち出し、又は不適切な取扱いにより第三者に漏らすことのな いように、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(収集の制限)

第5条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を収集するときは、その目的 を明確にし、当該目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなけ ればならない。

(目的外利用等の禁止)

第6条 乙は、委託者(以下「甲」という。)の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務の目的以外の目的に個人情報を利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写等の禁止)

第7条 乙は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、業務を実施するために 甲から提供された個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第8条 乙は、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、 複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解 除された後直ちに甲に返還し、又は引き渡し、若しくは消去しなければならない。ただ し、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

- 2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去する場合は、当該 個人情報が復元できないように確実に消去しなければならない。
- 3 乙は、前項の規定により個人情報を消去した場合は、当該個人情報を消去した旨の報告書を甲に提出しなければならない。

(再委託の禁止等)

- 第9条 乙は、個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託(以下「再委託」という。)してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合及び再委託の内容を変更する場合は、あらか じめ次の各号に規定する事項を記載した書面を甲に提出し、前項ただし書きの承諾を得 なければならない。
- (1) 再委託の相手方
- (2) 再委託を行う業務の内容
- (3) 再委託で取り扱う個人情報
- (4) 再委託の期間
- (5) 再委託が必要な理由
- (6) 再委託の相手方における責任体制及び管理責任者
- (7) その他甲が必要と認める事項
- 3 乙は、前項の規定により個人情報を取り扱う事務を再委託の相手方(以下「再受託者」という。)に取り扱わせる場合には、乙と再受託者との契約内容に関わらず、再受託者の当該事務に関する行為について責任を負うものとする。
- 4 乙は、再委託契約において、再受託者に対する監督及び個人情報の安全管理の方法に ついて具体的に指示しなければならない。
- 5 乙は、この契約による業務を再委託した場合は、その履行を監督するとともに、甲の 求めに応じて、再受託者の状況等を報告しなければならない。

(立入調査等)

- 第10条 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報を取り扱う事務について管理状況の説明若しくは資料の提出を求め、又は乙の事務所に立ち入ることができる。
- 2 乙は、甲から個人情報の取扱いに関して改善を指示されたときは、その指示に従わな ければならない。

(事故発生時等における報告)

- 第11条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故(以下「漏えい事故」という。)が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- 2 乙は、漏えい事故が生じた場合、当該事故の被害を最小限にするため、甲と協力して 必要な措置を講じ、かつ、甲の指示に従わなければならない。

(補則)

第12条 乙は、この契約における個人情報の取扱いについて疑義が生じたときは、甲と協議し、その指示に従わなければならない。

(趣旨)

第1条 この要綱は、不良住宅の撤去、耐震補強工事又は建替事業(以下「廃止事業等」という。)を実施するに当たり、当該市営住宅の入居者が他の市営住宅又は市営住宅以外の住宅等(以下「移転住宅」という。)に移転する際の手続等を定めるものとする。

(対象者)

- 第2条 この要綱において「移転者」とは、廃止事業等の対象となる市営住宅(以下「対象住宅」という。)に現に入居している入居者とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、市営住宅条例(平成9年横須賀市条例第38号。以下「条例」という。)第31条第1項の規定により当該市営住宅の明渡請求を現に受けている者(同条第4項の規定により明渡しの期限を延長されている者を除く。)は、移転者に含めないものとする。

(協定の締結)

- 第3条 市長は、廃止事業等を実施するに当たり、移転者と次に掲げる事項について協定を 締結するものとする。
  - (1) 対象住宅の名称
  - (2) 移転住宅の名称(移転先が市営住宅の場合に限る。)
  - (3) 明渡期日
  - (4) 対象住宅を明け渡す際の手続
  - (5) 移転補償
  - (6) 前各号に定めるもののほか、移転に必要な事項

(入居の手続)

第4条 条例第12条の規定は、条例第5条第2号又は第4号を理由とする移転者(移転住宅が市営住宅の者に限る。)の住宅入居の手続に準用する。

(移転補償の額)

第5条 第3条第5号に掲げる移転補償の額は、別表の左欄及び中欄の区分に応じ、右欄に掲げる額を合計した額とする。

(移転補償の支払い)

第6条 移転補償の支払は、条例第39条第1項に規定する検査の終了後、移転者からの請求 により支払うものとする。ただし、市長において必要があると認めるときは、当該検査の

終了前に移転補償の全部又は一部を支払うことができる。

(仮住居への移転)

- 第7条 第3条、第5条及び前条の規定は、耐震補強工事又は建替事業を理由とした廃止事業等により仮住居である移転住宅に移転する場合及び耐震補強工事又は建替事業が完了した後の市営住宅に入居する場合の移転手続に準用する。
- 2 市長は、対象住宅と前項に規定する移転住宅との家賃の差額を、市長が別に定める費用 の範囲内で補助することができる。

(その他の事項)

第8条 この要綱の施行について必要な事項は、都市部長が定める。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

### 別表(第5条関係)

項目	対象	金額
移転料	世帯人数2人以内	60,000円
	世帯人数3人以上	70,000円
その他移転料	全世帯	102,900円
風呂釜・浴槽加算	風呂釜及び浴槽がない市営住宅に移転する世帯	253,800円以内
		で市長が別に定
		める額
ガス変更加算	使用するガスが変更になり、給湯がない市営住宅	51,500円
	に移転する世帯	
	使用するガスが変更になり、給湯がある市営住宅	15,400円
	に移転する世帯	
民間賃貸住宅加算	民間の賃貸住宅に移転する世帯	200,000円
移転雑費	世帯人数1人	10,300円
	世帯人数2人	15,500円
	世帯人数3人以上	20,100円
就業不能補償費	全世帯	33,600円
電話移設料	全世帯	11,200円